

2017年6月4日

6月3日(土)の理事・評議員会、および6月4日(日)の総会におきまして、アメリカ学会将来構想委員会からのご提案3件(①規約改訂案、②年次大会改革案 ③年報の市販化)が承認されました。以下、ご報告いたします。

1. 学会規約改訂について

改訂のポイント

- 1) 従来の内規(会員ステータスと会費)を規約本体に組み込む。
- 2) 会員名称を個人会員(一般会員と院生会員を含む)、維持会員、名誉会員とする。
- 3) 若手研究者の入会奨励策として、以下の2点を盛り込む。
 - ・修士課程在学学生の入会資格化(現行は修士号取得者以上)
 - ・院生で入会した会員の10年間会費優遇(院生会員のステータスを10年間維持できる)
- 4) 会長指名による理事の数を最大5名から10名に増やし、理事の人数を従来の35~40名から35~45名へと変更する。
- 5) 理事の選挙権および被選挙権を入会3年目以降の会員に付与する。

2. 年次大会運営に関する改革案(自由論題)

年次大会の国際化・活発化を図るために以下の変更を行う。

- 1) 海外在住の非会員に自由論題報告を認める。(日本国籍でもOK)
国内在住の非会員が自由論題報告を希望する場合には、従来通り入会が必要。
- 2) 非会員が自由論題で報告する場合の大会参加費は、12,000円程度とする(懇親会参加費を含む)。
ただし会員から大会参加費を徴収するばあいには、非会員の参加費もその金額に応じて加算する。
- 3) 部会・ワークショップ等において年次大会企画委員会・部会企画者から非会員に登壇を依頼する場合には、従来通り参加費は無料とする。
- 4) 非会員の自由論題参加に関する運営は、年次大会企画委員会に一任する。

3. 年報市販化について

1) 市販化の目的

一般書籍・雑誌流通の経路に乗せ、学会誌への注目を少しでも高めるとともに、年報編集委員会の校正負担を軽減させる。出版社の自由裁量販売分を確保することで、可能な範囲でコスト減も目指す。

2) 編集上の工夫

これまでと同じような学術論文中心の編集を維持しながらも年報編集委員会と相談し同時に、市販化を意識した特集なども組み入れるなどの編集上の工夫も組み入れることを検討する。

3) 現時点における作業状況

具体的な交渉については常務理事会に一任していただく。

アメリカ学会規約(改正前)

第1章 総則

第1条 本会はアメリカ学会と名づける。

第2条 本会はアメリカに関する学術的研究を行うことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

アメリカに関する研究およびその研究上の連絡調整

アメリカに関する研究のための資料の紹介およびその相互融通

アメリカに関する研究会、講演会、講座等の開催

海外のアメリカ研究機関との連絡交換

研究機関紙および学会ニュース、刊行物等の発行

その他本会の目的を達成するために理事会において必要と認めた事業

第2章 会員

第4条 本会は会の目的に賛同して事業に協力する個人又は団体が会員となって組織する。会員は普通会員、維持会員および名誉会員の3種とする。

第5条 普通会員となるには会員1名の推薦に基づいて理事会の承認を必要とする。

普通会員は会費年額8,000円を納めるものとする。但し、大学院生会員の場合は、会費年額を6,000円とする。

(なお、院生会費の値下げは2001年4月より大学院在籍者に限って実施することになります。)

第6条 本会の趣旨に賛成し、維持会費年額1口(3万円)以上を納めるものを維持会員とし、一時に10口以上を寄付するものは終身維持会員とする。

第7条 理事会は、70歳に達した元会長、および、会員、非会員を問わず日本のアメリカ研究に顕著な貢献をなしたものを名誉会員を推挙することができる。名誉会員からは会費を徴収しない。

第3章 役員

第8条 本会に下記の役員を置き、任期は各2年とする。重任を妨げないが、常務理事の場合は連続3期までとする。

会長 1名

副会長 2名

常務理事 9名乃至12名

理事 35名乃至40名

監事 3名

評議員 30名乃至50名

第9条 会長・副会長および常務理事は、理事の互選でこれを定める。理事については、35名を会員の選挙により選出し、5名以内を地域や専攻分野等を考慮して会長の推薦により理事会で決定する。評議員は理事会の推薦により会員の中から会長が指名委嘱する。監事は会員の選挙により選出する。

第10条 本会長は本会を代表し会務を総理し、理事会を召集してその議長となる。

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。

常務理事は会長、副会長を補佐して会務を掌理する。

第11条 理事は理事会を構成して重要会務を審議決定する。

第12条 理事は会の財政状況を監督し、毎年1回総会に報告する。

第13条 評議員は評議員会を組織して理事会の諮問に応じ、あるいは意見を具申して本会の円滑な運営に協力する。

第4章 総会

第14条 総会は毎年1回これを開き会長がこれを召集する。会長が必要と認めるときは臨時総会を召集することができる。

第15条 下記に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

規約の変更

収支予算と決算

会費の決定または変更

会長は総会で毎年度の事業報告をしなければならない。

第16条 総会の決議は出席会員の過半数で決定する。

1966年1月16日制定

1969年4月3日改正

1972年4月3日改正

1973年4月4日改正
1975年4月5日改正
1978年4月4日改正
1989年3月31日改正
1990年3月31日改正
1995年6月4日改正
1999年6月5日改正
2000年6月4日改正
2016年6月5日改正

内規 (改正前)

I. 会員資格について

普通会員となるためには、大学院修士課程修了ないしそれと同等以上の資格ないし研究歴・研究実績をもつことを要する。

海外居住会員で学会郵便物送付先を海外の住所に指定する会員の年会費については、普通会員・大学院生会員を問わず10,000円とする。

年会費を3年間滞納すると退会処分となる。

3年間年会費滞納により退会処分となった者が再入会を求めた場合には、滞納分を完済した後でないと再入会を許可しない。

会費を完納した会員が退会し、再び入会を申請した場合には資格審査なしで再入会を認める。

II. 70歳に達した元会長、および、会員、非会員を問わず日本のアメリカ研究に顕著な貢献をなしたものに名誉会員の称号を与える。

III. 会計年度について

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2016年6月4日

規約改訂版 (2017年6月4日総会にて承認)

第1章 総則

第1条 本会はアメリカ学会と名づける。

第2条 本会はアメリカに関する学術的研究を行うことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

アメリカに関する研究およびその研究上の連絡調整

アメリカに関する研究のための資料の紹介およびその相互融通

アメリカに関する研究会、講演会、講座等の開催

海外のアメリカ研究機関との連絡交換

研究機関紙および学会ニュース、刊行物等の発行

その他本会の目的を達成するために理事会において必要と認めた事業

第2章 会員

第4条 本会は会の目的に賛同して事業に協力する個人又は団体が会員となって組織する。会員は個人会員（一般会員および大学院生会員）、維持会員（一般維持会員と終身維持会員）および名誉会員の3種とする。

第5条 個人会員の入会資格は、大学院修士課程在籍者ないしそれと同等以上の資格ないし研究歴・研究実績をもつ者であることとし、入会には会員1名の推薦に基づいて理事会の承認を必要とする。

(2) 個人会員のうち、大学院在籍者を大学院生会員とし、入会后10年間は学籍の有無にかかわらず大学院生会員の地位を維持することができるものとする。

第6条 個人会員は毎年、会費を納めるものとする。

(2) 個人会員のうち一般会員の会費は年額8,000円とする。

(3) 大学院生会員の会費は年額6,000円とする。

(4) 海外居住の個人会員で学会郵便物送付先を海外の住所に指定する会員の年会費については、すべて年額10,000円とする。

(5) 年会費を3年間滞納すると退会処分となる。3年間年会費滞納により退会処分となった者が再入会を求めた場合には、滞納分を完済した後でないと再入会を許可しない。会費を完納した会員が退会し、再び入会を申請した場合には資格審査なしで再入会を認める。

第7条 本会の趣旨に賛成し、維持会費年額1口（3万円）以上を納めるものを維持会員とし、一時に10口以上を寄付するものは終身維持会員とする。

第8条 理事会は、70歳に達した元会長、および、会員、非会員を問わず日本のアメリカ研究に顕著な貢献をなしたものを名誉会員に推挙することができる。名誉会員からは会費を徴収しない。

第3章 役員

第9条 本会に下記の役員を置き、任期は各2年とする。重任を妨げないが、常務理事の場合は連続3期までとする。

会長 1名

副会長 2名

常務理事 9名乃至12名

理事 35名乃至45名

監事 3名

評議員 30名乃至50名

(2) 会長・副会長および常務理事は、理事の互選でこれを定める。

(3) 理事選挙の選挙権および被選挙権は、入会后3年目以上の個人会員に付与する。理事のうち30乃至35名程度を個人会員の選挙により選出し、5名乃至10名を地域や専攻分野等を考慮して会長の推薦により理事会で決定する。

(4) 評議員は理事会の推薦により会員の中から会長が指名委嘱する。監事は会員の選挙により選出する。

第10条 本会長は本会を代表し会務を総理し、理事会を召集してその議長となる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

常務理事は会長、副会長を補佐して会務を掌理する。

第11条 理事は理事会を構成して重要会務を審議決定する。

第12条 理事は会の財政状況を監督し、毎年1回総会に報告する。

第13条 評議員は評議員会を組織して理事会の諮問に応じ、あるいは意見を具申して本会の円滑な運営に協力する。

第4章 総会

第14条 総会は毎年1回これを開き会長がこれを召集する。会長が必要と認めたときは臨時総会を召集することができる。

第15条 下記に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

規約の変更

収支予算と決算

会費の決定または変更

会長は総会で毎年度の事業報告をしなければならない。

第16条 総会の決議は出席会員の過半数で決定する。

第17条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

1966年1月16日制定

1969年4月3日改正

1972年4月3日改正

1973年4月4日改正

1975年4月5日改正

1978年4月4日改正

1989年3月31日改正

1990年3月31日改正

1995年6月4日改正

1999年6月5日改正

2000年6月4日改正

2016年6月5日改正

2017年6月4日改正